

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

旭川国民年金 事案623

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

昭和60年10月に妻が夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限ごとに欠かさず納付してきた。

申立期間当時の家計は、国民年金保険料の納付が困難な状況ではなく、申立期間の保険料が未納になっているのは不自然であることから、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月に申立人の妻が夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限ごとに欠かさず納付してきたと主張している。

しかしながら、連番で払い出されている申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人夫婦の前後の国民年金被保険者の資格取得時期及び国民年金保険料の納付開始日から、昭和61年4月又は5月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の一部の保険料は3か月ごとの納付期限を経過している上、オンライン記録から、63年1月5日付けで社会保険事務所（当時）から申立人夫婦に対し、申立期間の保険料に係るものと考えられる過年度納付書が作成されていることが確認でき、その時点では、当該期間は未納期間であったと考えられることから、納付期限ごとに夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払い出された時点又は社会保険事務所において過年度納付書が作成された時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができたものの、夫婦二人分の保険料を

納付していたとする申立人の妻は、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べており、申立期間の保険料を遡って納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案624

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

昭和60年10月に私が夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限ごとに欠かさず納付してきた。

申立期間当時の家計は、国民年金保険料の納付が困難な状況ではなく、申立期間の保険料が未納になっているのは不自然であることから、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月に夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限ごとに欠かさず納付してきたと主張している。

しかしながら、連番で払い出されている申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人夫婦の前後の国民年金被保険者の資格取得時期及び国民年金保険料の納付開始日から、昭和61年4月又は5月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の一部の保険料は3か月ごとの納付期限を経過している上、オンライン記録から、63年1月5日付けで社会保険事務所（当時）から申立人夫婦に対し、申立期間の保険料に係るものと考えられる過年度納付書が作成されていることが確認でき、その時点では、当該期間は未納期間であったと考えられることから、納付期限ごとに夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払い出された時点又は社会保険事務所において過年度納付書が作成された時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができたものの、夫婦二人分の保険料を

納付していたとする申立人は、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べており、申立期間の保険料を遡って納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。